

デジタル技術を活用した事務の効率化とリモート窓口設置業務委託プロポーザルに係る質問・回答

令和7年7月15日現在

No.	質問項目	具体的な質問内容	質問に対する回答
1	別添2. リモート窓口機能要求書 項番1	「アクセス制限・ログイン認証ができること。」は、職員向けだけで良いか。 利用者向けに必要とする場合、利用者に利用者登録をさせたり、権限登録などをさせるか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>利用者（市民）の個人情報を扱うため、他者（市民）が参加できないよう、アクセス制限・ログイン制限が必要です。</li> <li>また構築するネットワークにもよりますが、市側の使用者（職員）も他者（他課や他市など）が参加できないよう制限が必要です。</li> <li>最適なアクセス制限・ログイン制限の手法をご提案ください。</li> </ul>
2	別紙1、1.4(1)	令和6年度には、システム導入を行ったのか、それとも、システム化はしていないが「デジタル化」の手続きフローのみを構築したか。 システム導入した場合、同⑤ 実装する業務システムは そのシステムとは別に導入してよいか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和6年度に保育分野（保育所入所管理業務）でシステムを導入していますが、今回対象とする障がい者福祉課では、「デジタル化」の手続きフローの構築やシステム導入は行っておりません。</li> <li>保育分野で導入したシステムとは別に導入していただいて構いません。将来的に他の<u>業務へ拡大する際の拡張性</u>も含め、最も良いとお考えのシステムをご提案ください。</li> </ul>
3	別紙1、2.4.1	「利用者の認証及び利用制限を行うこと。」は、職員側の利用者認証だけで良いか。 こども家庭支援課 の端末起動やログインは職員が行う前提で、利用者（市民）がログインしたり認証することはないか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>デジタル技術を活用した事務の効率化、リモート窓口設置のどちらの業務も利用者（市民）の個人情報を扱うため、他者（職員）が操作できないよう、利用者（職員）の認証を行ってください。</li> <li>データの削除や利用者権限の設定などは、職員の権限で行えるようにしてください。</li> <li>また、こども家庭センター（こども家庭支援課）における端末起動やログインは、提案されるシステムにより手法が異なるものと想定しますので、個人情報の保護に配慮した最適な手法をご提案ください。</li> </ul>
4	提案実施要領P4 3. 参加資格要件 1) (コ)	当社は情報セキュリティマネジメント（ISMS）の認証を受けていませんが、同等以上のセキュリティレベルの基準を教えてください。	<ul style="list-style-type: none"> <li>提案実施要項7頁にて、「同等以上の情報セキュリティ対策を証する場合は、具体的な情報セキュリティ対策の取組状況（物理的・環境的・運用セキュリティ、従業員の教育、監査の実施等）を提示すること（任意様式）」を求め</li> </ul>

			<p>ています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>同等以上として求めることとは、トップマネジメントのコミットメントのもと、組織として情報セキュリティ・ガバナンスが確立されており、情報セキュリティマネジメントシステムが機能しているかという点です。</li> </ul> <p>組織内での情報の取扱いについて、情報のCIA<sup>*</sup>を維持するための仕組みが整備され、セキュリティ管理体制が構築されていることを求めています。</p> <p>※CIA：機密性(Confidentiality)、完全性(Integrity)、可用性(Availability)</p>
5	提案実施要領 P5 3. 参加資格要件	参加資格要件で、単体企業/共同企業体での参加は認められていますが、コンソーシアム形式での参加も可能でしょうか？	<ul style="list-style-type: none"> <li>提案実施要項における「共同企業体」の定義には「コンソーシアム」も含まれますので、共同企業体の場合と同等の参加資格を満たす事業者によるコンソーシアムでの参加が可能です。</li> <li>なお、共同企業体での参加の際に提出していただく「共同企業体結成届出書」及び「共同企業体協定書の写し」については、コンソーシアムでの参加においても同様の内容で作成し、提出してください。</li> </ul>
6	仕様書 P.3 1.4. (1)	<p>「令和6年度に保育分野（保育所入所管理業務）で導入した、・・・情報の一元管理、不備確認や形式審査の自動化といったデジタル化」の拡大とありますが、令和6年度に導入したデジタルツールの利用を前提としてBPRを行う認識で良いでしょうか？</p> <p>前提となるツールがある場合は対象のツールをご教授ください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>当該記載の意図は、デジタル化を中心とした一連手続きの構築の取組を、福祉分野へ拡大することを求めたものであり、令和6年度に導入したデジタルツールの利用を前提とするものではありません。</li> <li>前提となるツールはなく、No 2 の回答のとおり、保育分野で導入したシステムとは別に導入していただいて構いません。将来的に他の業務へ拡大する際の拡張性も含め、最も良いとお考えのシステムをご提案ください。</li> </ul>

(注) 質問2への回答の一部（下線箇所）を修正しました。